

保険業法施行令の一部を改正する政令（案）及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 目的

保険契約の申込みの撤回又は解除（以下「申込みの撤回等」という。）ができない場合を掲げる保険業法施行令第45条について、保険の販売チャネルの拡大や商品の多様化等の状況の変化にかんがみ、保険契約者等の保護の実効性をより高めるために所要の改正を行うとともに、保険業法施行規則について所要の整備を行う。

2. 具体的内容

(1) 保険業法施行令の一部改正

次の場合においては、申込みの撤回等ができることとする。

- ① 保険募集等の目的を告げられることなく、保険会社等の営業所等への来訪を要請され、これに応じて来訪した顧客が、その日に当該営業所等において保険契約の申込みをした場合
- ② 専ら保険募集以外の業務に関する目的で保険会社等の営業所等に赴いた顧客が、その日に当該営業所等において保険契約の申込みをした場合
- ③ 申込者等の居宅において、保険会社等への口座への振込みにより保険料を払い込み、又は当該口座への振込みによる払込みを当該保険会社等若しくはその役員若しくは使用人に委託した場合

(2) 保険業法施行規則の一部改正

変額保険契約、外貨建て保険契約等のうち、改正後の保険業法施行令第45条第1号から第4号までのいずれかに該当するため申込みの撤回等ができないものについては、申込みの撤回等の代わりに特定早期解約（※）を行うことができる旨の定めが事業方法書等に必要となることとする。

※ 特定早期解約とは、保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して10日以上のある一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。

3. 施行時期

平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

なお、改正後の保険業法施行令は、施行の日以後に申し込まれた保険契約について適用する。